



消費生活センターだより No.81

令和7年12月

長野県消費生活センターの皆様、こんにちは。

澄み渡る夜空に輝く星がいつそう美しい季節となりました。皆さまいかがお過ごしでしょうか。

さて、今月は、「工事不要でインターネットが使える据置型 Wi-Fi (ワイファイ)ルーターのトラブルが増えています！」「ネット通販の冬物商品セールにご用心！」「通販で宅配荷物の置き配を上手に利用するために。」等を掲載しました。皆様の活動の参考にご覧ください。

知っておきたい役立つ情報

◎工事不要でインターネットが使える据置型 Wi-Fi (ワイファイ)ルーターのトラブルが増えています！

光回線と違い、工事が不要で手軽にインターネット環境がととのう「据置型 Wi-Fi (ワイファイ)ルーター」ですが、全国の消費生活センター等には「無料といわれて契約してしまった」「解約したら高額なルーター本体の代金を請求された」「電波状況が悪くながらない」といったトラブルが寄せられています。学生や社会人、転居の予定がある方だけでなく、年々高齢者の方の相談が増加傾向にあります。

据置型 Wi-Fi ルーターとは、スマホなどと同じモバイル回線を利用してインターネットに接続する無線ルーターです。ルーター本体に SIM カードを挿入してコンセントに挿すだけで使用可能なため、工事が不要です。しかし、据置型ですから持ち歩きは出来ません。また、障害物の影響を受けやすく、建物、設置場所によっては繋がりにくい場合があります。

一般的に、ルーター本体は購入、またはレンタル契約となり、使用するにはルーター専用の通信料金プランの契約をセットで契約する必要があります。料金割引のサービスなど提供する事業者もあり、「実質無料」といったセールストークが使われたりしますが、通信契約を解約するとルーター代金が請求されますので要注意です。

【事例 1】スマートフォンが自宅で繋がりにくいので携帯電話ショップで相談したところ、据置型 Wi-Fi ルーターを勧められた。「毎月割引サービスがあるので実質無料」と言われたので契約した。しかし、後日明細を確認したら通信料金が増えていた。解約したいと申し出たら、中途解約する場合は Wi-Fi ルーター本体の代金を払ってもらう、と言われた。

【事例 2】家電量販店で、「現在使用している携帯電話よりつながりやすくなり、速度も速い。」と言って勧められたので契約した。自宅で Wi-Fi ルーターを使用したら、説明と違って通信速度が遅くなった。今まで通りにインターネットが出来ないと店に言って、改善方法を教えて試したが改善しない。

【アドバイス】

- ① 自宅のインターネット環境の有無やネットの使い方、どのくらいデータ量を使っているかを確認しておきましょう。
- ② 契約前に、それぞれの通信料金や Wi-Fi ルーター本体代金、解約時にかかる料金について確認しましょう。
- ③ 契約後にキャンセル・解約したいと思った場合は、すぐに契約先事業者に申し出ましょう。
- ④ 不安に思ったり、トラブルになった場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

詳しくは、国民生活センターHP 「コンセントに挿すだけで使える据置型 Wi-Fi ルーターが“実質無料”？」

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20251119_1.html

◎ネット通販の冬物商品セールにご用心！

バーゲンセールがあちらこちらで開催される時期になりました。SNS 広告や動画サイト内の広告、アプリ内の広告など様々な広告媒体でも、ダウンジャケットやヒーターなどの冬物商品に関する広告が多く表示されています。しかし広告の中には、有名ブランドや大手電機メーカーの正規品であるかのようにうたっているが注文すると模倣品（コピー商品、偽ブランド品）や粗悪な商品が届いたり、問題があつても事業者と連絡がつかないというトラブルに繋がるものがあります。

【相談事例】

1. SNS の広告でブランドジャケット 2 着まとめ買いセールとあったが、届いた商品は偽物でサイズと色も違った。
2. ネット広告で大手電機メーカーの開発という暖房機を購入したが、メーカーとは無関係であり、全く暖まらない。

【トラブルを防ぐために】

- ・大幅な割引や極端に安価なセール広告には注意が必要です。
- ・注文前に、サイトの事業者情報（名称、住所、電話番号など）を確認し、ネット検索するなどして自身でチェックしましょう。また、「会社概要」「お問い合わせ」「特定商取引法に基づく表記」のページをよく確認しましょう。
- ・家電製品で大手電機メーカーの名称が表示されていたら、製品型番を元に実在する製品なのか確認しましょう。
- ・広告、注文ページなどの画面をスクリーンショットなどして保存しておきましょう。

【トラブルになった場合は】

- ・不安に思った場合、困ったときは消費生活センターへ相談してください。
- ・サイト上でクレジットカード情報を入力した場合は、クレジットカード会社に連絡してください。

詳しくは、国民生活センターHP 「ネット通販の冬物商品セール「模倣品」「粗悪品」にご注意！」

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20251202_1.html

◎通販で宅配荷物の置き配を上手に利用するために。

先月号では、宅配荷物の再配達の削減へのご協力をお願いしました。今月号では、急速に普及している受け取り方、置き配（おきはい）を上手に利用するポイントをご紹介します。置き配とは、玄関先などの指定した場所に置くことで配達を完了するという受け取り方です。配達員と対面せず、留守中でも受取りが出来るという便利さもありますが、誤配、盗難などのリスクもあります。メリットとデメリットを理解して利用する必要があります。

【利用時のポイント】

- ① ネット通販で配達方法の初期設定が置き配になっている場合もありますので、よく確認しましょう。
- ② 販売店の利用規約をよく読み、誤配、盗難が有った場合の補償の有無やその時の連絡先を把握しましょう。
- ③ 宅配業者から配達完了通知などがあれば、早めに商品を引き取りましょう。

詳しくは国民生活センターHP 「通販で宅配荷物の置き配 上手に利用するために！」

https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen528.html

長野県からのお知らせ

◎消費生活センター研修会を開催します。

今年度は「見守り活動推進研修会」というタイトルで、センターの皆さんだけでなく見守りネットワークを所管する市町村の行政職員等にも参加を呼びかけており、相互の交流を深め、見守り活動のネットワークづくりを行うことを目的としています。研修会の詳細、期日、場所、申し込み方法などは同封・添付の書面をご覧ください。申込期限は1月23日(金)、各会場とも定員20名となっております。皆さまのご参加をお待ちしております。

◎1月20、21日は若者トラブル188番を開催します。

1月は、社会経験の少ない若者をターゲットにした悪質商法や特殊詐欺被害の未然防止、早期発見を目的として関東甲信越ブロック自治体と若者悪質商法被害防止共同キャンペーンに取り組みます。相談は毎日受付しておりますが、1月20、21日は「若者トラブル188番」として特別相談を開催します。ポスター、リーフレットなどでも啓発を図りますが、皆さまの周囲でお困りの方があればぜひ声かけをお願いいたします。



長野県消費生活センター 担当：古川・宮崎
電話：0263-87-7270 FAX: 0263-40-3701
Eメール：c-shohi@pref.nagano.lg.jp

発行 長野県消費生活センター



長野県消費者被害防止啓発キャラクター
もシカっち